

藤沢市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定により定めた藤沢市耐震改修促進計画に基づき、当該建築物の所有者が実施する耐震診断に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、建築物について地震に対する安全性を評価することで、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項及び同法第23条の規定による建築士が、「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」（一般財団法人 日本建築防災協会／国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行）に記載されている「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて木造住宅の調査及び診断を実施し、報告書を作成することをいう。

(対象建築物)

第3条 この要綱に基づき交付する補助金の交付の対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる条件に適合するものとする。

- (1) 平成12年5月31日以前に建築された住宅（2世帯住宅及び事務所又は店舗を兼ねる住宅を含む。）であること。
- (2) 地上の階数が2以下の木造の建築物で在来軸組構法により建築されていること。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 対象建築物の所有者で市内に居住していること。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第3章に規定するこの市の普通税及び同法第4章第6節に規定する都市計画税を滞納していないこと。

(補助金の額)

第5条 この要綱に基づき交付する補助金の額は、耐震診断に要する費用の2分の1に相当する額以内（その額が60,000円を超えるときは、60,000円）とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震診断補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) マイナンバーカード、運転免許証又は国民健康保険被保険者証等、所有者全員の住所を確認できる資料の写し
- (2) 対象建築物に係る固定資産(家屋)評価証明書又は家屋に係る補助金交付年度の納税通知書等、対象建築物の所有権を確認できる資料の写し
- (3) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、木造住宅耐震診断補助金交付等決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定(以下「交付決定」という。)をする場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付すことができる。

3 補助金の交付は、一の対象建築物について1回に限るものとする。

(耐震診断の実施)

第8条 前条第1項に基づく補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は耐震診断を行う者と耐震診断の実施に関する契約を速やかに締結し、第2条に規定する耐震診断をその年度内に実施し、かつ、完了させなければならない。

(内容の変更等)

第9条 交付決定者は、交付決定を受けた内容に変更が生じるときは、速やかに木造住宅耐震診断補助金交付変更申請書(第3号様式)を、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合においては、内容を審査し、その適否を決定し、木造住宅耐震診断補助金交付変更承認等決定通知書(第4号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(診断等の中止等)

第10条 申請者は、交付決定を受ける前に交付の申請を取り下げる必要が生じた場合は、木造住宅耐震診断補助金交付申請取下げ届(第5号の1様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、交付決定を受けた後、耐震診断を中止する必要が生じた場合は、木造住宅耐震診断中止届(第5号の2様式)に第7条の規定により交付された木造住宅耐震診断補助金交付等決定通知書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による木造住宅耐震診断中止届の提出があったときは、当該耐震診断に係る申請は取り下げられたものとし、交付決定は取り消されたものとする。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第11条 市長は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該補助金

の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、耐震診断が完了したときは、速やかに木造住宅耐震診断完了届（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し
- (2) 木造の建築物であることがわかる調査写真
- (3) 耐震診断に関する契約書の写し
- (4) 耐震診断の契約に係る領収書の写し

2 前項の規定による木造住宅耐震診断完了届の提出があったときは、その報告に係る耐震診断等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか審査し、必要に応じて補助事業の完了検査を行うことができる。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、前条に規定する木造住宅耐震診断完了届を提出後速やかに、木造住宅耐震診断補助金請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の木造住宅耐震診断補助金請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が交付決定を受けた内容に関して不正、怠慢、虚偽その他不正な行為をした場合
- (2) 交付決定者が補助金の交付決定に附された条件に違反した場合

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成8年8月1日から施行する。

削除

(検討)

2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。